

江東区女性相談支援員会計年度任用職員設置要綱

令和2年3月30日

31江生二第2271号

(目的)

第1条 この要綱は、江東区会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年3月江東区規則第2号。）に基づき、職名を江東区女性相談支援員（以下「支援員」という。）とする会計年度任用職員の職の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 支援員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 売春に関わる女性からの相談に対して関係機関と連携し、心身の健康回復及び生活全般を支援すること。
- (2) DV被害者及びストーカー被害者からの相談に対して関係機関と連携し、安全の確保、地域生活の支援等を行うこと
- (3) 性を根拠として女性が差別、不平等な扱い等を受けたとき、その相談相手となり、心身及び人権の回復を支援すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉事務所長が必要と認めた事項に関すること。

(任用数)

第3条 支援員の任用数は、4人とする。

(任用)

第4条 支援員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、選考の上、区長が任用する。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学を卒業している者
- (2) 文部科学大臣において前号に掲げる要件と同等以上の資格を有すると認定されている者
- (3) 社会福祉に関する経験を3年以上有し、前2号に掲げる要件と同等以上の学識を有すると区長が認める者

2 任用に当たっての選考の方法は、経歴評定及び面接評定の方法によることとする。ただし、公募によらない再度任用に当たっての選考の方法は、人事

評価によるものとする。

(任期)

第5条 支援員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、年度の途中において採用した場合の任期は、採用した日から当該年度末日までとする。

2 任命権者は、支援員の勤務実績が良好な場合には、その任期を更新することができる。

(分限)

第6条 支援員に対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び江東区職員の分限に関する条例（昭和30年4月江東区条例第4号）の定めるところによる。

(懲戒処分)

第7条 支援員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び江東区職員の懲戒に関する条例（昭和30年4月江東区条例第5号）の定めるところによる。

(服務)

第8条 支援員の服務は、江東区職員服務規程（令和2年3月江東区訓令甲第1号）の定めるところによる。

(勤務時間等)

第9条 支援員の勤務日数は1か月について12日又は16日とし、勤務日の割り振りは生活応援課長（以下「課長」という。）が別に定める。

2 勤務時間は、1日について7時間とし、勤務時間の割り振りは課長が別に定める。

3 休憩時間は、1日について1時間とし、休憩時間の割り振りは課長が別に定める。

4 課長は、翌月の勤務日を前月25日までに定めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、支援員の勤務時間等に関することは、江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年3月江東区規則第3号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

(休暇等)

第10条 支援員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第11条 支援員における職務に専念する義務の免除は、江東区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和30年江東区条例第6号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）等の定めるところによる。

(給与及び費用弁償)

第12条 支援員の給与及び費用弁償は、江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月江東区条例第29号）及び江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年3月江東区規則第4号）の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第13条 支援員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年4月特別区人事・厚生事務組合条例第8号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(社会保険等)

第14条 支援員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

(研修)

第15条 支援員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(健康診断)

第16条 支援員の健康診断については、第14条の社会保険等に加入する者に対し実施するものとする。

(被服)

第17条 支援員の職務遂行上必要な被服については、職務実態に応じて措置する。

(人事評価)

第18条 支援員の人事評価については、江東区職員人事評価規程（平成14年4月江東区訓令甲第19号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。